

新成人の皆さんへ 20歳になったら国民年金

国民年金は、老後やいざという時の生活を現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

20歳になれば、厚生年金保険や共済組合加入者（またはその配偶者に扶養されている人）を除き、国民年金第1号の加入手続きが必要になります。

国民年金のポイント

◎将来の大きな支えになります

国民年金は20歳から60歳までの人が加入し保険料を納める制度です。

国が責任をもって運営するため安定していますし、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

◎老後のためだけではありません

国民年金には年をとった時の老齢年金のほか障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障害が残った時に受け取れます。

また遺族年金は加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（「子のある配偶者」や「子」）が受け取れます。

保険料の納付が困難な時は

★「学生納付特例制度」

学生の方はご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予されます。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修業年限1年以上である課程）、一部の海外の大学の日本分校に在学する方です。

★「納付猶予制度」

学生でない50歳未満の方で、ご本人の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度があります。

◆問い合わせ先

米子年金事務所

☎ 0859・34・6111

本庁住民生活課

☎ 0859・54・5210

大山支所総合窓口室

☎ 0859・53・3311

中山支所総合窓口室

☎ 0858・58・6111

水道管を凍結から守ろう！

気温が氷点下まで下がると水道管が凍結する恐れがあります。天気予報等で気温を確認し、凍結の恐れがある場合は対策をお願いします。

外気にさらされている蛇口や水道管がある場合、乾いたタオルを巻き、その上にビニールを巻く方法で対策ができます。

水道が凍結して破損した場合は、止水栓を閉めて漏水を防ぎ、大山町指定の給水装置工事業者に修理を依頼してください。

普段から止水栓の位置を確認しておき、凍結防止に心がけましょう。

◆問い合わせ先

水道課

☎ 0859・54・5204



保温材
(布切れ、古毛布など)

消火栓の適切な利用について

消火栓は、緊急時や消火訓練等のために使用するものです。

これから雪が積もる時期を迎えますが、融雪のための消火栓利用は、絶対にしないでください。

消火栓の不適切な利用は、周辺地域が断水になる恐れがあり、水道管が破損する場合があります。

なお、消火訓練等で消火栓を使用する場合は、事前に水道課へお知らせください。



消火栓